

鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営補助金等交付要綱

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営に要する経費に対し補助金を交付し、もって埋蔵文化財の調査・保護を推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる経費は、別表に掲げる人件費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、10分10で算定し、予算の範囲内で交付する。

第5条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、資金計画書を添付しなければならない。

(交付の時期)

第6条 本補助金は、鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営が円滑に行われるよう資金計画書に基づいて交付する。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

対 象 経 費	内 容
人 件 費 (職員人件費 1 名分)	給 与・賃 金 期末手当 勤勉手当 通勤手当 健康保険料 介護保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 労働保険料 雇用保険料